

国民年金からお知らせ

【付加保険料の「案内」】

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者（自営業者等）や65歳になるまでの任意加入被保険者は、「ご希望により定額保険料に合わせて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。計算式は次のとおりです。」

年金額 = 2000円 × 付加保険料を納めた月数

国民年金基金に加入しているかたは除く

【転職・退職時にも届出を】

国民年金の被保険者のうち第3号被保険者（厚生年金加入者に扶養されている配偶者）のかたは、本人が就職したときでなく配偶者が転職・退職したときにも届出が必要になります。

住民課

内線 144

配偶者が退職したとき

配偶者が死亡したとき

離婚や本人の収入が増えたことにより、配偶者の扶養でなくなったとき

3号から1号……本人が役場に届出

配偶者が転職したとき（転職後の事業所から社会保険事務所へ届出）第3号被保険者は配偶者の転職・退職によっても届出が必要です

建設工事等の参加資格は電子申請で

県と県内の27市町で、平成18年1月から電子申請による参加資格申請を受け付けます。

実施市町 前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、



総務課

内線 213

請を済まされたかたも申請をお願いします

申請期間 平成18年1月5日（木）～2月3日（金）

申請方法 「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」から参加申請を行ってください

アドレス <http://portal.g-aid.e-gunma.g.jp>

その他 システムへの一回の登録で、同時に複数の自治体に申請できるようになります

対象 建設工事、調査・測量・コンサルティングなどの委託業務と物品の製造・販売・購入、役員などの提供に係る、18、19年度の参加資格申請（17、18年度の申請）

成人式に参加しましょう

町では、平成17年度成人式を平成18年1月8日（日）に行います。該当者は次のとおりです。本町在住でなくても申し出ていただければ、出席できません。成人式は郷里で参加しましょう。

日時 平成18年1月8日（日）午前9時30分受付場所 ふるさと産業文化館

該当者 昭和60年4月2日から昭和61年4月1日生まれで本町に住民登録しているかた、ならびに本町出身で本人より申し出があったかた

詳しくは、生涯学習課へお問い合わせください。



生涯学習課

☎ 3115